

個人情報保護規程

(改正：2017年11月29日)

学校法人広島信望愛学園

(目的)

第1条 この規程は、学校法人広島信望愛学園（以下「学園」という。）が保有する個人情報の取扱いについての基本的事項を定め、個人の権利利益の保護を図るとともに、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号、以下「個人情報保護法」という。）および関係法令並びに事業の適正な運営に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。

2 「本人」とは、個人情報によって識別される特定の個人をいう。

3 その他の語句は、個人情報保護法第2条第2項から第10項及び個人情報保護法施行令並びに個人情報保護法施行規則の定義の通りとする。

(対象となる個人情報)

第3条 対象となる個人情報は、媒体（電子ファイル、紙媒体）、又は情報処理の形態を問わず、学園が取扱う個人情報全てとする。

(適用範囲)

第4条 この規程は、学園の職務で個人情報に接する全ての者（理事等役員、評議員及び教職員（パート等短時間教職員を含む。）又は保護者会等学園の保護者、卒園児及び関係者により組織される非営利団体（以下「保護者等」という。）並びに外部委託事業者）（以下「役職員等」という。）に適用する。

(学園の責任)

第5条 前条の適用範囲について、この規程が遵守されるよう、役職員等の出向協定書及び業務委託契約書又は覚書等において、当該規程の適用を担保しなければならない。

(役職員等の責務)

第6条 学園の役職員等は、職務上知り得た個人情報をみだりに第三者に知らせたり、又は不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

(収集範囲の制限)

第7条 個人情報を収集するときは、あらかじめ収集目的を特定し、その目的を達成するために必要な範囲内で収集しなければならない。

(収集方法の制限)

第8条 個人情報を収集するときは、適正かつ公正な手段により収集しなければならない。

(特定の機微な個人情報の収集の禁止)

第9条 思想、信教及び信条に関する個人情報並びに社会的差別となる個人情報については、収集してはならない。ただし、法令又は条例（以下「条例等」という。）に定めがある場合及び個人情報を取扱う事業の目的を達成するために当該個人情報が必要かつ欠くことができない場合は、この限りではない。

(本人からの収集)

第10条 個人情報を収集するときには、本人からこれを収集しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りではない

- ①本人の同意があるとき。
- ②法令等に定めがあるとき。
- ③出版、報道等により公にされているとき。
- ④個人の生命、身体又は財産の安全を守るために、緊急かつやむを得ないと認められるとき。
- ⑤所在不明、その他の事由により、本人から収集することができないとき。
- ⑥争訟、選考、指導、相談等の事業で本人から収集したのではその目的を達成し得ないと認められるとき、又は事業の性質上本人から収集したのでは事業の適正な執行に支障が生じると認められるとき。

(利用および提供の原則)

第11条 個人情報を収集したときの目的の範囲を超えて、個人情報の利用及び提供を行ってはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りではない。

- ①本人の同意に基づいて利用又は提供するとき。
- ②法令等に基づいて利用又は提供するとき。
- ③出版、報道等により公にされているものを利用又は提供するとき。
- ④個人の生命、身体又は財産の安全を守るため、緊急かつやむを得ないと認められて利用又は提供するとき。

(個人情報の正確性の確保)

第12条 個人情報の収集目的に応じ必要な範囲内において、個人情報を正確かつ最新の状態に保つよう努めなければならない。

(個人情報の安全性の確保)

第13条 個人情報の漏えい、滅失及びき損防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(個人情報の消去または廃棄)

第14条 保有する必要のなくなった個人情報は、確実かつ速やかに廃棄又は消去しなければならない。

(個人情報の委託処理に関する措置)

第15条 情報処理を外部へ委託するときは、契約等により、十分な個人情報の保護水準を担保しなければならない。

(自己個人情報の開示)

第 16 条 学園の保有する個人情報について、当該個人情報の本人又はその代理人（未成年者もしくは成年被後見人の法定代理人、又は本人が委任した任意代理人をいう。以下同じ。）から開示の申し出があったときは、本人又はその代理人であることを確認の上これに応じなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りではない。

- ①法令等の定めにより、本人に開示をすることができないと認められたとき。
- ②開示することにより、第三者の正当な利益を損なうおそれがあると認められるとき。
- ③試験、保育教育、研修、監査、検査、入札、交渉、協議、争訟等に関し、学園が独自に付与した個人情報であって、開示しないことが適当であると認められるとき。

(個人情報の訂正等)

第 16 条の 2 本人又はその代理人から、当該本人が識別される保有個人情報の内容が事実でないという理由によって当該保有個人情報の内容の訂正、追加又は削除（以下、「訂正等」という。）を求められた場合には、必要な調査を行い、その結果に基づき、遅滞なくこれに応ずることとする。

(個人情報の利用又は提供の中止)

第 17 条 本人又はその代理人から、当該本人が識別される保有個人情報が下記のいずれかの理由によって、当該保有個人情報の利用の停止、消去又は第三者への提供の停止（以下、「利用停止等」という。）を求められた場合であって、利用停止等に合理的な理由があることが判明したときは、違反を是正するために必要な限度で、遅滞なく、当該特定個人情報の利用停止等を行わなければならない。ただし、利用停止等を行うことに多額の費用を要する場合その他の利用停止等を行うことが困難な場合であって、当該本人の権利利益を保護するために必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りではない。

- ①個人情報保護法第 16 条の規定に違反して取得されているという理由
- ②同法第 17 条の規定に違反して取り扱われたものであるという理由
- ③同法第 23 条第 1 項の規程に違反して第三者に提供しているという理由

(手数料)

第 17 条の 2 本人又はその代理人から、第 7 条の規定による利用目的の通知又は第 16 条の規定による開示請求にかかる事務手数料を次の各号の通り徴収する。

- ①利用目的の通知の場合、一件につき 500 円
- ②開示請求の場合、一件につき 1,000 円

(苦情及び相談)

第 18 条 個人情報に関して、本人又はその代理人からの苦情及び相談があったときは、適切に処理しなければならない。

(体制の整備)

第 19 条 個人情報の適正な取扱いを行う責任体制を確立しなければならない。

(罰則)

第20条 この規程に違反した場合、就業規則、協定書、契約書又は覚書等に従って、処分の対象となる場合がある。故意または重大な過失により当学園に損害を与えた場合は、法的措置が講じられる場合がある。

(施行細則)

第21条 この規程を実施するために必要な事項については、別に定める。

(規程の改廃)

第22条 この規程の改廃は、理事会の議決を経て行うものとする。

(附 則)

この規程は、平成17年4月1日から施行する

(附 則)

この規程は、理事会議決の翌日(2015年11月26日)より施行する。

附 則

(施行期日)

この規則は、理事会の承認を受けた翌日(2017年11月30日)より施行する。